

市民活動補助事業を 活用しよう！

補助の条件を緩和し、活用しやすくなりました！

市民活動団体等が市民主体のまちづくりに向けて、自主的に取り組む事業に対し経費の一部を補助する、平成26年度事業を募集します。

公募型の補助制度で、審査を経て採用された事業に対して補助金を交付します。

これから活動を始めたい、または新たな事業展開を図りたいという市民活動団体を応援します。

●補助の対象となる事業

市民のみなさんが様々なコミュニティを通して、地域のため、社会のために行う活動（例えば、環境保全に関する活動、防犯活動、子育て支援、こどもの健全育成に関する活動など）に関する事業が対象となります。

●補助事業の種類

補助事業は、「新規スタート

○補助区分・要件

身近な小さな事業から始められるように、**全額補助**のコースを新設しました。

| 補助区分 | 新規スタート | | 継続ステップアップ | |
|------|--|---------|---|-------|
| | トライコース | スタートコース | 2～3年目 | 4～5年目 |
| 補助率 | 10分の10 | 4分の3 | 4分の3 | 2分の1 |
| 補助上限 | 5万円 | 10万円 | 30万円 | 30万円 |
| 交付回数 | どちらかのコースを選択、1回限り | | 1事業につき4回まで | |
| 申請条件 | ① 自主的に取り組む事業で、市民主体のまちづくりの原動力となる効果があると認められる事業 ② 原則として市内で実施される事業 ③ 事業の財源として、市や市の外郭団体等から他の補助金等を受けていない、または受ける予定がないこと ④ 事業の実施計画が明確なこと ⑤ 単年度ごとに成果が出る事業 | | ① 新規スタート補助事業の要件に該当していること ② 新規スタート補助事業の実績があること ③ 新規スタート補助事業の開始年度から起算して5年以内のものであって、補助事業としての継続性が認められるもの ④ 今後の事業の継続を予定していること | |
| その他 | ※ H26年度から申請する補助事業に適用となります。 ※ 詳細は、総合政策課にお問い合わせください。 | | | |

ト補助事業、「継続ステップアップ補助事業」の2種類です。

審査により事業が認められれば、平成26年度からの新規スタート事業について
 補助事業に要する経費のうち、事業の実施に直接必
 は、最大5年間、補助が受けられます。

●補助の対象になる経費

要となる経費が対象です。
補助の条件を緩和し、より活用しやすくなりました。
 たとえば、イベント時の参加賞や備品の購入が対象になりました。（ただし、金額には制限があります。）

●補助が受けられる団体

(1) 公益活動を目的とする市民活動団体・組織等
 (2) 市内で活動実績がある市民活動団体等
 (3) 5人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある市民活動団体等
 ※新規団体も可能ですので、ぜひ仲間を集めてチャレンジしてください。

●補助事業の応募方法

申請に必要な書類をそろえて、3月24日(月)から4月25日(金)までに、総合政策課(国分寺庁舎2階)へ直接提出してください(郵送・ファックス等は不可)。
 提出書類等は、総合政策課窓口、または市ホームページから入手できます。



男女共同参画社会づくり啓発事業の活動の様子